

## 第13回 子どもに関する政策討論会議（議事概要）

日 時：令和6年2月14日（水）15:30～17:00

場 所：議事堂6階 601 特別委員会室

出席者：子どもに関する政策討論会議 委員12人  
議会議務局 小西企画法務課長 ほか

資 料：事項書

資料1 子どもに関する政策討論会議提言書（正副座長素案）

### 中森座長

ただいまから第13回子どもに関する政策討論会議を開会いたします。本日は年度末に行う提言についての、委員間討議を行います。

これまでに委員の皆様方からいただいた意見を踏まえ、お手元に配付の資料1の通り、提言書の正副座長素案を作成しました。

それでは提言書の正副座長素案について、事務局に説明させます。

### 小西企画法務課長

はい。それでは資料1をご覧ください。提言書の正副座長素案でございます。全体の概要について簡潔に説明させていただきます。

おめくりいただきましてまず1ページをお願いいたします。はじめににつきまして、前回ご議論いただきました内容を踏まえ、修正をさせていただいております。修正点下線を引いてございますが、社会で生き抜く力でありますとか、その下コロナの部分について様々な権利が損なわれる側面があったことを大きな課題として認識する等ですね、修正をさせていただいているところでございます。

おめくりいただきまして3ページをお願いいたします。具体的な提言の内容でございますが、まず三重県子ども条例の改正につきまして記載をさせていただきます。真ん中辺りちょっと1行空いているところでございますが、子どもは社会の宝であり、一人一人かけがえのない存在である。そして生まれながらにして人としての尊厳権利を持っているということを記載いたしまして、子どもの尊厳と権利が保障され、将来にわたり幸せの状態ウエルビーイングで過ごすことができるように支えていくことが我々大人の責務である。4ページでございます

が、県はこういった責務を改めて認識し、施策を総合的に進めていくことが重要というふうに書かせていただいているところでございます。

5 ページをお願いいたします。これを受けましてこの四角囲みの中でございますが、三重県子ども条例の改正に当たりまして、子どもの権利の保障を軸とし、子ども施策の推進において踏まえるべき理念を示すこと。また子どもの件について明示することなど検討を加えることについて記載をしているところでございます。

その下 2 番の子ども施策の展開でございますが、ここにつきましては議論の経緯等を記載いたしまして、6 ページ下の方四角囲みにしておりますが、施策を進める 3 つの視点を整理してございます。

7 ページ以降この 3 つの視点により、この提言の内容を整理しているところでございます。7 ページをお願いいたします。

まずそのうちの 1 項目目、すべての子どもが健やかで安全安心に成長できる総論といたしまして、子どもは周囲の大人に支えられながら、愛着形成、自己肯定感を高めていくということ、それから次の段落で、子どもの生育環境が、幼稚園から高等学校各ライフステージを通じて提供され、家庭や学校、それぞれが日頃から連携しながら支援していくことが必要であると記載してございます。

またその下で、このライフステージを通じまして、多様な主体が連携して施策を実施することが必要としてございます。具体的にはこの①でまず、体験活動の機会の確保でございますが、非認知能力を身につける上でも大変重要であること。また 8 ページの上の方でございますが、親の経済状況や意識によって、体験格差と呼ばれる事態が生じていることを記載した上で、四角囲みのところで、体験活動の機会のさらなる充実、すべての子どもにその機会が提供できるよう必要な施策を講じることなどを記載してございます。

その下②の子どもの居場所づくりにつきまして、8 ページから 9 ページについて記載してございますが、9 ページの部分で子どもが求める居場所は様々で、その場を居場所と感じるかどうかは、子ども本人が決めることだということを書き込んでございます。その中で 9 ページの四角囲みで、居場所づくりを行うものに対して、さらなる支援を行う等を記載してございます。

続きまして③番で不登校状態にある子どもへの支援といたしまして、9 ページ一番最後の行でございますが、SOSに迅速に対応できるよう、対応を強化する等を記載させていただきまして、10 ページの四角の中で、スクールカウンセラ

一やスクールソーシャルワーカーの配置の拡充等を求めてございます。

続きまして④番、子どもが安全安心に情報社会を生きるための環境整備といたしまして、ICTの活用は今後必須になってくるということを書いた上で、一方でSNSを利用した犯罪に巻き込まれたりするなど、新たな問題も生じているとさせていただきます。11 ページでございます、その上で情報モラル教育の推進等を四角囲みの中で記載してございます。

次に(2)でございますが、生まれ育った環境にかかわらず、誰1人取り残されることなく健やかに成長できるといたしまして、①の子どもの学習支援の中で、12 ページの四角の上でございますが、家庭の経済状況にかかわらず、子どもの学習機会が確保されるよう、学習支援の取り組みをさらに充実させる必要がある、充実を図ることとしてございます。

続いて②のヤングケアラーにつきましては、家庭内のデリケートな問題であり、問題が顕在化しづらくなっているということを書かさせていただきました、13 ページ四角の中で、実態の把握、実効性のある支援策の検討、また相談窓口の充実を記載してございます。

③番で特別な支援が必要な子どもへの支援といたしまして、発達に課題のある子どもや、外国にルーツのある子ども、これらの指導支援を受けられる体制の充実、また卒業後も様々な主体が連携して支援に取り組むことを記載してございます。

3 つ目の柱といたしまして(3)意見を表明し社会的活動に参画できるという部分について記載をさせていただきます、15 ページの四角の中でございますが、子どもが意見表明する機会を充実させるとともに、その意見を尊重すること。また、子どもの権利が侵害された際に救済する仕組みを検討することとしております。

(4)の全体を通してといたしまして①財源の確保に努めること、②として施策の展開にあたっては、すべての部局が子どもの視点を持って展開する。また専門家や、子どもの意見を聞いて最大限尊重する、また、計画の目標項目について、真に子どもに対する支援として適切に検証できるものを設定することとしてございます。

最後16 ページでございますが、検討経緯といたしまして、本政策討論会議で意見もあったということで、執行部の取り組みの参考にされたいということで、子ども医療費、また学校給食について記載をしてございます。

説明は以上でございます。

### 中森座長

はい。ありがとうございます。

ただいまご説明をいただきました、提言書の正副座長の素案について皆様方からご意見があればよろしく願いをいたします。

なおご意見については、項目ごとに議論の時間を取りたいと思いますので、ご了承願います。委員から出された意見につきましては可能な限り、結論を出して合意をとっていければと思うんですけれども、いきなり全般的なっちゃいますと、幅が広がりますので、順次区切って、まず1ページから2ページですね。はじめにというこれについてですね、いろいろと一部修正も加えておりますが素案として、はじめにということを整理させていただいております。

皆様方からですね、改めてご意見があれば承りたいと思います

### 小島委員

今日これ全部をやるということについて、実は、新政みえは委員間で、この全体像について討議をしまりました。私からその4人の話し合いの結果としてお伝えをし、補足をするという形で今回発言をさせていただきたいと思いません。

1ページのところで、下線のところですが、1段落目です。孤独、孤立から貧困まで書いていただいております。例えば、こども大綱の37ページ等にも、多様な声を施策に反映させる工夫のところではいろいろなことが羅列されていますが、この羅列の順番をどうするかということは、やっぱりこだわらなければいけないのではないかと考えています。こども大綱を見ると、一番はじめに貧困が出てきます。多分いろいろなことに影響があるからだというふうに思います。その次に、子どもを取り巻く環境として、虐待、いじめ、体罰、不適切な指導等が入ってきています。そして、その次に不登校、その次に障がいの医療的ケア児、非行というふうに子どもたちの状態がきています。そういうふうにして整理をして、順番を少し考えていただいた方がいいのかなと思いますので、よろしく願いをします。この中身が駄目だとか、挙げてあることが駄目だとか、そういう意味ではございません。よろしく願いします。

## 中森座長

「はじめに」ということで、今、小島委員から新政みえさんで相談されて、ここについては、こども大綱にあるような順序で表記してはどうかという御意見をいただきました。

このことに関しまして、よろしいですか。そのように修正することについてはよろしいですね。皆様方のそれに対する別の意見がないようですので、今、小島委員のおっしゃるように、こども大綱の順序にならう、合わせるということとさせていただきます。

ほかにございませんか。

もちろん今日、これで全て意見を出してしまうというのはちょっと酷なというか無理がありますので、今、気づいている点はもちろん今日意見をいただくのはもちろんですけども、それぞれ各委員が私どもの素案に対して、またしっかりとじっくりと会派に持ち帰るとか、いろんな意味で議論を深めていただくということも含めて、今日全てこれに対する意見を出し切るということには当たらないということです。まずは、この段階で皆様方からお気づきの点について、現段階で今、小島委員の発言以外に特にならうでしたら、これで進めていきたいと考えます。よろしいですね。

また、会派にお持ち帰りいただいて意見があるようでしたら、次回までにちゃんと御意見を整理して、次の会議でまた御意見をいただき、それが皆様方の中で御異議ないようでしたら修正をするということとなります。

続いて、3ページから5ページ。これが三重県子ども条例の改正について、素案として述べているところでございます。3ページから5ページにかけて子ども条例の改正についての考え方の提案をさせていただいているところでございますが、この素案について、何か御意見があれば御発言ください。

## 小島委員

4点あります。お願いします。

上から8行目、「子どもの貧困やヤングケアラーといった新たな課題が顕在化するなど」、おそらく子どもの貧困とヤングケアラーのような新たな課題という意味かなというふうに思って、誤解が生まれるといけませんので、「や」の後に「、」をつけていただいた方がいいのかもしれないという意見です。これが1点目。

2点目。空白の後の「子どもは社会の宝であり」というところですが、最も大切にすべきは生まれながらにして尊厳と権利を持っているということだと思いますので、「子どもは生まれながらにして人としての尊厳と権利を持っており、一人一人かけがえのない存在である」というような、一番初めに尊厳と権利の持ち主であるということを挙げていただいてはどうかと思います。文章はお任せします。

3点目。「ウェルビーイング」という言葉がここに出てきます。こども大綱でも使われていますが、きちんと定義を、後でもいいですので、アスタリスクとか付けていただいてもいいですので、書き込んでいただいた方がいいと思います。というのは、大綱の6ページに「低いウェルビーイング」という言い方が実は出てきていて、ウェルビーイングに低いつてあるのかなと思いつながら、この提言の中では何を指すのかつていうことを明らかにしておく方がいいのではないかと。これが3点目です。

4点目。4ページの一番上になりますが、この文章を読みますと、「自由に意見を表明できる機会を設け」の一番最後です。「社会の一員として主体性を高めていくことも大切である」と書いていただいつてあるんですが、この一番上で、私たちがやっぱり子ども条例の改正点として根底に置きたいのは、意見の表明の権利の保障をきつちりと書くことだと思いつておりまして、大綱の37ページあたりにそういう記述がございますので、そこを基本にして書いていただいつたらどうかと思います。大綱の35ページにはこども基本法の考え方が書かれているんですけども、「自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会活動に参画する機会が確保されること」というふうに、同列において2つきつちと書き込んでもらつてあるので、その社会の一員として主体性を高めていくことも大切である、その前段としての意見表明の機会ではないと思いつますので、このあたりは整理をして少し文章を変えていただいつた方がいいのではないかとつていうふうに思いつております。以上、4点です。

#### 中森座長

ありがとうございます。

ただいま4点ほど、お気づきの点の御意見をいただきました。

そのことに関しまして、ほかの委員の皆様方、何か。

## 今井委員

僕もウェルビーイング、ここに「将来にわたり幸せな状態」って書いてもらってあるんですけど、これ執行部側に出すやつですけど、やっぱり県民の皆さんにも子どもたちにも見てもらうということからいけば、後ろの方、12 ページでヤングケアラーのところは、ヤングケアラーとはこういうふうな定義なんですっていうのをしっかり書き込んでもらってあるので、やっぱりカタカナ文字で県民の皆さんにわかってもらうっていうことでは、先ほどの小島委員の言われたことに賛成です。その表明です。

## 中森座長

そうですね。当然、一般的に常識というか、そういうこととなっているとはいえども、ヤングケアラーにしろウェルビーイングにしろ、広く県民の方が目を通したときに、理解をよりしてもらうためにも、定義の意味というか、この内容を注釈というか記載をするということですね。これはその方がよろしいですね。ほかにももしかしたらあるかもわかりませんが、ほかの文言で使われてない言葉があるかもわかりませんが、あれば同様にするというにさせていただきますと思います。

それぞれ4点、こども大綱に準じた表記に少し工夫をしてほしいという御意見ですので、これで文言修正については、また正副で調整しながら修正させていただきますと思います。

ほかに何か御意見があれば、承りますが。

## 石田委員

5 ページの四角囲みの中の条例を改正するに当たっては、以下の項目について検討を加えることで、「(エ) 子どもの参画を得て改正手続を進めること。」の子どもの参画ってどうやって参画するのかなってちょっと疑問に思ったもので、お尋ねをしたいと思うんですけど。

## 中森座長

参画の仕方についての表現は意味わかるけども、具体性が乏しいということなのか、どういう形を想定しているのかと。

**石田委員**

どういう形をという。

**中森座長**

という御意見いただきましたので、このことについてはもう少し。

**杉本副座長**

一般的なお話させてもらっていいですか。

これに限らずですけれども、一般的に前の子ども条例のときもしたか、それはちょっとわからないですけど、覚えがないですけれども、子ども会議みたいなものを作って、そこで子どもたちに条例やったら条例見てもらってとか、どんなものを書き込んでいいですかというようなことを子ども会議の中で意見をもらって、それを条例策定のときに活かしていくっていうやり方もあるし、これは市レベルで本当にその策定委員の中に子どもが入るっていう場合もありますし、それはいろいろですけれども、こういう子ども条例を作るときに、子どもが参画というか、そういう形で意見反映をするということは特別ではなくて、割といろんなところでなされているやり方だと思います。一般的ですけれど。

**石田委員**

今回の改正もそのような形をとろうという趣旨でございますね。

**杉本副座長**

という御意見をいただいていたと思います。なので、素案に入れさせていただきました。

**石田委員**

それ以上具体的なことは、また後の議論で。

**杉本副座長**

提言なので、作られるのは執行部ですけれど。条例改正は執行部がやっていただくので、それに対してこうしてはどうですかという、こうしていただきってという提言。



### 石田委員

条例改正なので、これ議案として上がって議会で議決もするので、そこに入るのかなってちょっとイメージしてしまったんですけど、そうじゃないんですね。その前の段階の話ですね。

### 杉本副座長

そうです。

### 中森座長

再度、私が言うのも変やけど、子ども条例は執行部が改正するわけ。そのときに、あらかじめ我々が事前にこの際、意見を申し上げながら、これをどのようにくみ取るかどうかというのは執行部の方で考えますし、参画って執行部が考える参画の方法を条例に表記されるのではないかなと。その表記の中で、我々が執行部の方にこの条例の内容について、実はどのように参画がここで反映されるのかというので、条例改正の方に質問をしながら、執行部の方でまた具体的にしてくれるんちゃいますか。我々が具体的に挙げるというのは難しいなという。

### 石田委員

わかりました。そうすると、「三重県子ども条例を改正するに当たっては」は執行部が三重県子ども条例改正案を策定するにあたってはという意味ということで、わかりました。

### 杉本副座長

障がい者のときもそうだったんですけども、私たちのことを決めるのに、私たち抜きで決めないでっていう。当事者性をどう持たせるかというときに、どんな仕組みにするかは別として、子どもの意見を聞くというのは大前提として必要ではないかという議論がありました、この会議の中で。それで入れさせていたでいます。

### 中森座長

石田委員、よろしいですか。そういう趣旨ですので。丁寧に言えばそのとおり

です。

ということで、3ページから5ページにかけては、今いただいた御意見を踏まえて、この素案について修正、少なくとも4点あるということですね。

なければ、次に5ページですね。子ども施策の展開が5ページから6ページに渡ってございます。5ページから6ページまでの総論部分について、皆様方から御意見をいただければと思います。

### 小島委員

6ページの1行目、2行目も先ほど申し上げたことと一緒に、どういう意図でこの事を挙げるかということを描いておいたほうがいいかなと思います。

それから2点目が、2段落目の上から5行目ですかね。「子ども時代の辛い体験をできる限り減らし、辛いときに家族が側にいてくれたり」、その次ですけれども、「自分の気持ちを聴いてもらえるというような」、これとても大事だと思いますが、この自分の気持ちを聴いてくれる人は、家族とは限らないかもしれないという意味を含めて、「誰かに自分の気持ちを聞いてもらえるというような」というふうに、幅を持たせる意味で「誰かに」と入れてはどうかと思っています。

それから2段落目、3段落目を改めて読みますと、「ウェルビーイングで過ごす」ということが2回出てきます。それから、「自己肯定感」という言葉も2段落目、3段落目に出てきますので、ここはちょっと重複しとるかなって感じがするので、文章をもう少し整理していただいた方がいいかなと思います。ほぼ同じような意味のことが繰り返されているように読み取れますので、ここは文章整理をもう一度いただいたらというふうに思っております。

それから、直していただかなくていいんですが、施策を進める3つの視点の3番目のところに、これ子ども大綱も一緒ですが、「参画」という言葉が使っています。先ほども子どもの参画を得て改正を進めることというふうにありましたけれども、単に参加ではないということをやっぱり提言をするときに、しっかりと後押しをしてお伝えをいただければなというふうに思っています。

### 中森座長

という御意見をいただきました。

そのような御意見ですので、ごもっともだなと思いますが、このこと対しまして他の委員からはどうですか。

ないようでしたら、今の御意見を踏まえて正副の方で修正、調整させていただきます。

スムーズな御意見をいただいております。ありがとうございます。

次に、7ページからですね。具体的な施策について、「(1) 全ての子どもが健やかで安全・安心に成長できる」、この部分行きましょうか。(1)の前文だけさきに。これはどうですか。ここら辺はよろしいか。意見ないですか。

具体的に、次に7ページの下段の①体験活動の機会の確保について、どうでしょうかね。

### 小島委員

非認知能力のことを2段落目で書いていただいております。非認知能力とは何かというのが多分1段落目の「コミュニケーション能力や」というあたりですかね。自然体験はじめ、文化・芸術などに直接触れる体験など、様々な体験活動を経験することは、非認知能力を身に着ける上で重要だと書いてあるんですけども、少し限定しすぎかなというふうに思っています、非認知能力はもっと暮らしに関わること。暮らし、遊び、人との関わりを通して培う力が非認知能力かなと思うので、そういうことで1段落目を整理いただいた上で、2段落目に、非認知能力を身に着けることは大事であるというふうに書いてもらったらいいかな。子どものことやのに、遊びっていうことがないんです。東委員はやっぱ就学前のことをずっと言っていたいて、遊びをとおして身に着く力っていうのは大きいと思うので、何かこう大人が旗立てて活動させるというニュアンスがあまり強くなるとよくないのではないかと思いますので、そのあたり少し書きぶりを変えていただきたいというのが1点。

それから、2点目が、8ページの一番上なんですけれども、「習い事や家族旅行に行ける子どもだけが体験を積み重ねることができる傾向があり」、確かに習い事や家族旅行でもいろんな力を身に着けることができるのかもしれませんが、あまりにも限定しすぎかなと思うので、ここはスパッと取って、「また親の経済状況や意識によって」ぐらいで、つないではどうかなというふうには、文章読んで思いました。

それから、四角囲みの中ですけれども、「全ての子どもたちにその機会が提供できるよう」、私この辺りの後に前回、石田委員が言われていたプレイパークなど具体的な活動場所を作ることぐらい具体的に書いておいてもいいのではないか

というふうに思います。

もう1個あります。この四角の3つ目なのか一番上なのかですけども、その非認知能力について、県民の皆さんに御理解をいただくことってというのが大事じゃないかと思うので、「非認知能力を培うことの意義を家庭、学校、地域に対して周知すること」というふうに、その非認知能力とは何かとか、こんな大切さがあるということをや、やっぱり県から県民に向けて周知いただくことって大事じゃないかなと思うので、丸を3つにさせていただきたいなと思っています。

### 中森座長

非認知能力の定義にあたる前文については、子ども目線で非認知能力を表現して、非認知能力はこういうことかなということを確認にすべきと。

それと、習い事や家族旅行というわかりやすいけども、ちょっとあまりにも限定的というか、特定しすぎているのではないかと、これを逆に取るべきではないかという御意見。親の経済状況や意識によって変わるということについてはしっかりと書くと。

それから、最後には、非認知能力についてのそもそも論ですね。これが大切であるということを確認しながら、県民にしっかりと訴えていくということを確認する。丸を3つにしようという御意見だと思いますが。

### 稲森委員

7ページの非認知能力の2段落目なんですけども、非認知能力の大切さということを確認しようという意味合いだと思うんですが、生活保護受給をよしとしないような書きぶりっていうのを改めた方がいいと思います。

もう1つは、8ページにいただいて、四角囲みのところもこの体験活動をやっていくってことで、「学校及び地域、民間団体等」とありますけれども、その早い段階、就学前の段階ということも含めると、幼稚園ですとか保育園というところも併せて書いた方がいいと思います。

### 中森座長

稲森委員から、生活保護受給率については控えるべきではないかということ。

それから、学校及び地域、民間団体等と協働するということはいいんですけど、もう少し幼稚園、保育園などの低年齢の状態も含めた中身に表現を変えてはど

うかという御意見。

### 龍神委員

非認知能力のお話続いていますので、ちょっと私からも意見言わせていただきたいんですが、最初、小島委員の方がおっしゃられたことと概ねかぶるんですけども、非認知能力の定義って本当に幅広い話で、ここの体験学習のところに本来、多分ぴったりはまるようなことでは個人的にはないと思うんですが、とはいえ、これ全体見てるとどこにはめ込むかっていう話で、なかなか難儀なのかなと思ってるので、定義をこの括弧の中に、3点目に入れていただくっていうことであれば、こちらの1番の本文の方はもうちょっと、先ほど稲森委員が生活保護の話は削ったらどうかって話もあったんですけど、体験学習にピンポイントで当てるとのことのみならず、定義から引っ張ってきたより多義的な非認知能力の中身をこの1番に書いていただきたいと思います。ちょっと抽象的で非常に申し訳ないんですけども、平たく言うと、非常に難解なので、もうちょっと表現増やしてほしいなっていうことです。

### 中森座長

この①の中での非認知能力について、ここが場所的にふさわしいとは思いますが、なかなか広く非認知能力というのは定義されているわけで、もちろん体験活動に大きく影響するのはもちろんさることながらというような御意見ですので、そこはそこでわかると思います。どこで表すかということですが、龍神委員のおっしゃるのもそうかなということですが。

ここはちょっと正副でもう一度整理しますので、おっしゃる意味はわかりませんが、そこはもう少し工夫をしたいなと。この①の前でもいい。

### 杉本副座長

非認知能力は先ほど言ったように、普段の日々の暮らしとか遊びとか、人のつながりで本来は育まれていくもので、それはもう地域、家庭、教育なんやけれども、行政に施策として求めるときは体験活動ということになるので、その大切さはしっかりと定義も含めて書きつつ、求めていく施策はそういった意味、非認知能力を培うことの大切さの周知と、それから体験活動等の施策に求めることを書くっていいんですよ。

## 龍神委員

求める施策というのを体験活動も1つですけども、なかなか定まってないところもあるんですよ。結構分野の政策っていろんなところで定まってないの、国ベースでも定まってなくて、政策コストをどこに投入するかっていうのが定まってない中で、体験活動が行政の政策って決めるのもどうかなっていう気はするんですけど、先ほど話した中にあったんですけど、とはいえまとめないといけない。私的にはここにに入れていただいても結構ですし、先ほど座長言われた、前を出していただいても結構ですので、定義の記載と併せて、より多義的なものということがわかれば結構です。

## 中森座長

今日の当初予算の提案でありましたけど、ものすごい数を増やしていただけたという。皆さん聞いてくれたな。もうすでに新年度予算に相当反映をしていただいているように聞いてますので、それはそれでいいんですけど。

要するに、我々が年末に要望させていただいたやつを、正副で一応聞いたんですけど、今日、当初予算の概要の説明があって、議案聴取会があって、具体的に皆さんに周知されるということなんだけども、ちょっと事前に聞いたもんで、体験活動に予算ようけつけてもらって、2人はわかってるけど、まだ皆さんに周知されてないようで、すいません。

## 杉本副座長

ただ、体験活動、直ではないんですよ。直ではないけれども、居場所の中の予算に20万円×45件というのが、居場所として入ってる。その中で、いろんな体験活動なり、いろんな活動していただくのがいいんじゃないかなっていうような御説明がありました。

## 中森座長

大きなイベントもなんかあると言ってました。これはまた議案でまた議論する。我々は議案じゃない話、ここは。そういう趣旨で、これを整理。

### 小島委員

龍神委員のおっしゃるとおりだというふうに思っていて、ただ副座長が言われたように、この四角囲みの中に何を書き込むかっていうことは、やっぱり具体性を持ってってということの意味で、私どもは場を作ってほしいということを入れてくださいということで、プレイパークという名前を出させていただきました。だから、体験活動の機会の提供とともに、例えば県でモデルとなるような場づくりもしたらいいのではないかという意味で、具体的な活動場所を作るということを提言としては入れていただきたいという意味で、入れてくださいということをお願いしたというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

### 中森座長

いろいろ御意見いただきましたので、再度検討させていただきますので、ちょっと後は、修正については正副に御一任ください。貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

続いて、8ページから9ページにわたる「②子どもの居場所づくりへの支援」について明記させていただいておりますが、ここについて、皆様方から御意見をいただければと思います。

### 今井委員

基本的にはこれでいいんですけども、ちょっと心配なことが、9ページの一番最後、前の②からずっと書いてもらってあって、最後のところで「子どものニーズやライフステージに応じた多様な居場所を提供することが必要である」というのは私もそのとおり思うんですけど、子どものニーズってすごくいっぱいあって、悪い居場所もあるんですね。大変申し訳ないですけど、若い子がドラッグとか様々な、そういう居場所もあるので、どこかでそういうのは駄目だよってというのは担保せなあかんのかなってというのがあって、あまり具体的には書き込めないんですけど、四角囲みの中で、そういった居場所づくりを行う者に対して支援もしなさいって言うのとるんやで、どういう居場所づくりを行う方に支援をするべきかっていうのをちょっと装飾せなあかんのかなというふうに思っています、例えば、「家庭及び学校に代わり、安全・安心で自分らしく過ごせる子どもの居場所づくりを行う者に対して支援をすること」というような、先ほど

言った薬のことやそんなんじゃないくて、そういうことは書き込んだらまずいと思うので、ただ一方で、居場所づくりをしてもらう人やったら誰でもいいかっていったらそうでもないの、前文で書いてもらってある自分らしく過ごせるのと、やっぱり安全・安心だっていうことが担保されないと、子どものニーズって本当にいろいろやと思うので、いろんな子どもの個性がある中で、やっぱり必要な居場所というのは、大人がしっかりと安全・安心を確保していかないといけないと思いますので、今のような意見をちょっと言わせてもらいたいと思います。

### 石田委員

②のところの出だしで、子どもは、家庭や学校を基盤としながら成長していくが、近年、家庭や学校の中で不安や困難を抱え、生きづらさを書いているわけです。この近年っていうことは最近、子どもが家庭や学校を心地良いところでないと感じて、ほかに居場所求めて、それに対する対応を書かれてきておるし今やっておるんですけども、これって子どもが家庭や学校を良くないと思って、その代わりに場所を作るのは今の答えかもしれないけれども、長期的な視点に立ったらそうではないと。これ前々回に私ちょっとあえて申し上げたら、今井委員も賛同の御意見をいただきましたので、これここで止めたらいかんと私は思っているんです。その居場所を今、避難するところを作ったら、それでOKで止めてほしくないという意見です。どういうことかという、やっぱり原理、原則、原点は、子どもは家庭でなければならないはずであるし、学校も一番楽しいところであるということをやっぴり子どもの居場所のところではきっちり押さえていたきたいと、これが長期的な視点であると思うので、お願いしたいと思います。

### 中森座長

その意見を言うたら、「子どもは、家庭や学校を基盤としながら成長していくが」、これで十分足りてるんじゃないかというある人の意見があったんやけど、私これだと足らんとするんだけど、今の石田委員のおっしゃってること。本来ここで成長していかなくちゃいけないという、しかしというんか、例外があるということやろ。

### 石田委員

今そんな状態になってしまっているから、そこから直ちに救わなきゃいけな



いとか、緊急避難しなきゃいけないとかっていうので、今いろんな居場所を考えているけども、でも、そこで新しくできたからそこでOKやんではあかんでしょうと。ただし、短時間ではできないので長期的な視点から見て、やっぱりおうちで家族といるのが一番もう落ち着くとか安心だとかという状態を長い時間かけて取り戻していかないけませんよねという。

### 中森座長

その表現をここで表現されてるというふうに私聞いてんけど、これでは石田委員は読めへんってことやろ。私もそう思うねんけど。

あと、事務局はどうですか。私はもうこれ石田委員に同感。これでは全然意味わからんねんけど、これで基盤としながら成長していくという、何か微妙やな。本来あるべき姿がここにあるという、本来というか、これまではそうやったとか、今後もこれでなきゃあかんと。ただし、現状はそうでない、残念ながら。その機会に恵まれなくて、家庭の事情があったり、いろんな事情によって困難を抱えてる子どもが現にいます。ついては、現状の対応としてはそういうことを今してる、こういうことやな。そういうような表現に石田委員はおっしゃってるわけや。私もその辺はよくわかる。

### 小西企画法務課長

基盤という言い方で座長おっしゃっていただいたように、本来であるならば家庭と学校でという思いを伝えたかったんですが、ちょっと弱いのかもかもしれません。書き方についてはまたちょっと検討させてください。

### 中森座長

少なくとも我々の委員が理解できないと、事務局がなんぼ言ったかてわからんわけや。伝わらなかつたらあかんので、石田委員には少なくとも伝わってないってことやろ。

### 石田委員

全然伝わってなくて、冒頭もこれだけですから、途中ずっと今の状態から子どもの居場所を作るためにいろいろやっていくと。でも、長期的な視点ではなくて、元にとりか、本来である家庭や学校についていうところに、どっち

かというと最後に入れてほしいぐらいです。

## 小島委員

こども大綱ずっと読んでいくと、やっぱり子どもをど真ん中に置いて、最初から最後までずっと書いていただいていたって、確かに石田委員の言うように、今こうなっていないからそこを何とかするために居場所を作りましょうっていうことを私もずっと申し上げてきたんですけど、ただ、あるところに行って、子どもたちが生き生きとしっかりと暮らしている様子を見てきたんですが、家庭が、例えば変な言い方ですけど、しっかりしていて何も不満がないとしても、子どもたちに別の場所があることは決してマイナスではなく、前向きにポジティブに子どもたちが力をつけていく場所を居場所というふうに考えてもいいのではないかなと思うんですね。だから、家庭が十分その役割をしてたら、例えば中高生になって全く違う場所がなくていいのかっていうと、それは違うなっていう気がするので、ここはあくまでも子どもをベースに置いて、子どもにとってどうかっていうことを話していくことが必要かなっていうふうに思うんです。その家庭や学校がもっと安心しておれるところやったらいいっていうのはそうかもしれませんが、現実そうにはなっていないことがたくさんあるということがおそらく出発点だと思うので、私はあんまり違和感ないですけど、上手に言ったことをもし文章化していただけるんやったらそれはそれやし、居場所ももうちょっとプラスに捉えてもいいのかもしれないっていうふうにも思います。

ということで、すいません。この項のところで2点、私も考えたことがあります。9ページのところに、いろんな居場所が挙げていただいているんですけど、「子ども食堂、学習支援の場、プレイパーク」って書いてあるんですけど、今、その中高生の居場所として割と地域の中でここに果たしとるのって図書館とかやなっているんで、新たな図書館が求められてたりもするんですけど、ここに図書館って入れてもいいかなっていうふうに思うのが1点と、もう1点は、四角囲みの丸の続きです。

子どものニーズは、さっき今井委員がちょっと言われたことが、ここに入るのか、1つ目に入るのかわかりませんが、「居場所の充実を検討すること」で私この前言わしてもらいました、特に不足している10代の居場所としてユースセンターなどを設置することということで、つなげていただいたらどうかなっていうふうに考えています。

## 中森座長

はい。というご意見をいただきました。

はい。皆さん前々からですね、おっしゃってることは十分承知してまして、それをうまく表現ができてないという部分が、現状あるということです。よくお気持ちはそれぞれよくわかるもので、うまく表現ができればなというふうになんてちょっと工夫をしてみたいと思います。ありがとうございます。

続けてですね、8ページ下段から9ページにかけて、③になりますね。不登校状態にある子どもへの支援についてですね、ご意見をいただければと思います。

## 稲森委員

はい。ありがとうございます。10ページの、さらにすべての子どもに教育の機会を提供できるようっていうところあたりから、この四角囲みにも関わってくるんですけども、教育機会確保法の中には、基本理念の中に不登校児童生徒の、個々の状況に応じた支援というふうなことが法律の中に明記をされているので、すべての子どもに教育の機会を提供できるようってというのは、それはその通りなんですけれども、不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援ができるようになっていうことで、お願いしたいなというふうに思います。

その教育機会確保法の12条13条あたりをまたご覧いただいたらいいんですけども、13条の中には、学校以外の学びの場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援というところで、個々の不登校児童生徒の休養の必要性、学校行かないことは、休養なんだってということも、法律の中にうたわれているので、学校以外の学びの場の充実っていうことを、例えば、この学校内外の教育支援センターの設置っていうところあたりに、並列で並べていただくのがいいのかなというふうに、思いました。

ちょっと話ずれるんですけどさっき図書館の話、小島さん言っていただいて僕もそれに同感で、どうしてもその公共施設っていうのが、箱物として縮小されていったりしている一方で、図書館ということを通じてまちおこしにつなげたり、居場所としての位置付けっていうのが、見直されていったりしているのでぜひそういうところも入れていただくのには賛成ですということも付け加えておきます。以上です。

### 中森座長

はい。図書館は②でですね、ご意見をいただきました。ありがとうございます。

不登校状態にある子どもへの支援の中ですね。この10ページの上段部分については不登校におけるすべての子どもたちに個々の状況に応じた対応を、ここに明記すべきではないかと、こういうことでご意見ですので、はい。この③は不登校状態にある子どもへの支援という中身ですので、その状況に応じた対応ですね、しっかりやると。

はい。ありがとうございます。他によろしいですか。

### 小島委員

稲森委員がおっしゃるかなあと思ったんですけども、前文のその不登校状態にある子どもへの支援のところの、不登校に至る過程には本人家庭学校に関わる様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多い。確かにそうだと思います。けれども、その学校のあり方そのものを、問い直すという必要が、単純にいいとか悪いとかそういうことではなくて、いろんなことを含めて、問い直す必要もあるのではないかというふうな考え方を、この一段落目に書き加えていただいたらどうかなというのが1つと。

それから、四角囲みの1つ目の丸ですけども、不登校支援施策を策定し及び実施するにあたっては、フリースクール等の関係者、それから当の本人、それから保護者の意見ってあるんですが、このイメージがあまりよく分かりませんでした。保護者の意見をどう反映させるかと、学校行かせたいとか、いうことが出てきたらどうなんだろうと私はやっぱり、そういう周りの関係者や、まず本人の意見反映ではないかなと思うので、私どもは保護者は、カットしてもいいかなあというふうに話し合いましたが、いかがでしょう。

### 中森座長

はい。ただいまのご意見に対しまして、どうですか。

### 今井委員

前の方で③の最初の方でいろいろなことがあって、不登校に至る、その中にはいろいろ家庭の状況もあるってということにおいては、この四角の中で、小島委員の言われることもよくわかるんですけどやっぱり保護者が、そもそもは、やっぱ

り家庭で、それが原因で不登校になったお子さんに関してはやっぱり保護者もしっかりと意見も言いながら、また、なぜそうなったかっていう、その、意見を反映させることだけじゃなくて、しっかりそのことを、どういうふうに、今後そのお子さんへの対応していくべきなのかっていうのは、保護者も関わってもらわなあかんこともあるかわかりません。その意味では、やっぱり保護者の存在っていうのは、ある一定、ちょっと必要なのかなというふうに個人的には思います。書き込んでもいいのかなと。

情報は知っというてもらわなあかんこと排除するものではないのかなというふうに思いますので、私はそのように思いますね。

### 中森座長

はい。保護者の意見を反映という、この反映っていうのはちょっと何か、保護者に影響されるみたいな感じがしますんで。意見を聞くはいいけどね、反映となってくるとちょっと微妙なところがあるかなと。反映すべき内容もあるかわからんし、それ言っちゃうと駄目よというところもあるのかな。保護者の一方的な意見でね。

### 稲森委員

今のやっぱり現状の不登校施策っていうのは教育委員会となんか学校の中で作ってるっていう感じがするので、やっぱりこの三者並列で並んでいる中で、やっぱり児童生徒の思っているのが反映されていないのかなというふうに思うので、何か別格にその意見表明権みたいなところでの意味合いでもいいので、やっぱりその児童生徒のその心の中にある思っているのを最も大事にするっていうことは重要なのかなというふうに思います。

意外とそのフリースクールの関係者ともいろんな人がいて、フリースクール関係者の中でも、その思っていることがそれぞれ違ったりするので、そういうところの声っていうのを丁寧に聞き取っていくべきなのかなというふうに思います。

やっぱり何かこの並びだと引きこもりの状態にある人たちの親の思いと当事者の思いが随分違っていたりするので、そういうことも鑑みれば、何か同列にビューと並べるのは、何か違う方法があったほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。

## 中森座長

当事者である不登校状態にある児童生徒等の意見っていうのは当然しっかりと聞きながらやね。さらに、それを受けてフリースクールの関係者や、保護者にもですね、なんちゅうか、理解をどう考えてもらうとか、そういうことでしょ。

## 杉本副座長

はい。すいません。

アドボケイトっていうか、今、法制度的には一時保護の子どもと、児童養護施設に入所している子どもに対するアドボケイトはしなければならないっていう制度になってます。今のところそこなんですけど。

やっぱりそれを、今後、法制度はまだそこまでいかないですけども、伸ばしていこうと思ったら、広げていこうと思ったら、いじめを受けてる子だとか、不登校にある子どもたちの、聞くんだったら、聞けませんよ。

そんなすぐしゃべってくれるんやったら、しゃべれるんやったら、不登校にはなかなかならん。それで、本当にほんっとに寄り添って寄り添って、代弁するアドボケイトが、できるかどうかっていうところなんやなって思うんですよね。

なので、どこにどうやって書けるかわかりませんが、議論の中でアドボケイトの話もあったと思うんです、今ここ抜けてるんですけども。そういう並びの中で、やっぱり子どもたちの心の声を、聞いていく。声なき声を捉えるっていうところが、大事っていうような辺りのところを、どこかに書かせていただけるといいのかなと。

それが子どもの意見表明権の始まりだと思います。

## 中森座長

はい。ということで、今お聞きした内容を十分踏まえながら、再度正副の方で、修正案を作りたいなと思います。

続いて④ですね、④子どもが安全安心に情報社会を生きるための環境整備についてですね、ご意見をいただければと思います。10 ページから 11 ページの上段までです。

## 石垣委員

すいません④でこれ私の意見でも言わしていただいたところなんですけどちよっと2点、お話をさしていただきたいと思います。

この④の3段落目の、「しかしながら精査されていない不確かな情報や悪質なフェイクニュースが広がりやすくなっており、子どものスマートフォン依存SNSを利用した犯罪に巻き込まれたりするなど」というところで、この子どもが安全・安心に情報社会を生きるためにですね、今現在こういうふうな現状がありますというところを、ある程度代表して羅列していただいたんかもわかりませんが、非常にこう、安全・安心に情報社会を生きるためのネット社会の、裏の部分っていうか、悪の部分って、こういう形で限定されることよりももっともっと、いろんな難しい問題っていうのはあると思っておりまして、SNSを利用した犯罪とか凶悪犯罪、殺人とかですね、あと自分の個人情報を自分でSNS等に載せたことによって、そういった、強盗とかに加害者として巻き込まれてしまうといった多岐にわたるケースがあるので、この辺り羅列していただく内容に関しては、もう少し、例えば児童買春、こういったところの問題なんかもまさにこのSNSを利用した犯罪の中で非常に凶悪事件として、全国的にもあるので、そういったところをもう少し精査する。載せていただく内容というのはもう少し、非常に多岐にわたるものがあるということを、ぜひ文章的には考えていただきたいなっていうところが、1点です。

もう1つはですね、私も意見の中でこれあくまでも情報モラル教育というところで子どもたちみずからが情報を正しく選別していくっていう力っていうのをつけて欲しいということも言うたんですけど、その前提にですね、やはりネットパトロールだとか、我々がしっかりと子どもたちのSOS等に気づくことができるような、そういった社会的なですね、環境整備していくっていうことも、私お話をさせていただいたと思ってまして、例えばネットパトロールの部分ですとかいじめとかの、一番根底になるようなところだとかは、やっぱりここはしっかりと我々がパトロール等においてですね、見つけていくっていうところは、さらに充実をさせていく必要があるのかなというふうに思いますので、はい。私が意見で述べさせていただいた、こういった何て言うんですかね。社会の取り組み、こういったところの促進というところはぜひ書き込んでいただきたいなというふうに思います。

## 中森座長

はい。というご意見をいただきました。他にどうですか。

## 小島委員

前段の部分の 2 段落目に関係するんですが、子ども同士のリアルな関係が損なわれることに繋がってしまっている現状があると思うので、そのあたりの書きぶりも、何ていうかな、ネットがその、いろんな、もちろん大人に利用されてっていう部分もあるだろうし、おそらく学校現場で起こってるいじめとか、そういうことの本当にほとんどがリアルな関係が損なわれることに繋がってしまってるからだと思うので、そのあたり文章を 1 つ書き加えていただけたらということと、それから先ほどまさしく石垣委員が言われました、情報を正しく活用する力、これは情報モラル教育ではありません。というか言葉的に、私も調べたんですけれども、情報リテラシーです。もっと幅広い。情報モラルっていうと、倫理道徳感みたいなところに狭まっていくので、そうではなくて子どもたちは情報リテラシーをしっかりと身につけることが必要ですので、言葉としては情報リテラシー、何ていうか、得られる、得るための教育だとか、情報リテラシー教育という名前があるかどうかってちょっとわかりませんが、そのあたりの言葉です。

で、サイバー犯罪から子どもを守るためと書いていただいておりますが、狭いように思います。子どもはもう今のこのネット社会を生きていく存在なので、もっとポジティブにどうしたらいいかっていうことのために、情報リテラシーを身につけることが大事なんだと思いますから。もう少し大きく書いていただいた方がいいのではないかなというふうに思います。大綱では 23 ページあたりに、情報のことは書いてあります。

## 中森座長

はい。ありがとうございます。他にございますか。

## 石田議員

はい。スマホやタブレットの活用で得られるとか情報に対しての正しい扱い方にしましょうということなんですけども。それだけじゃなくて、一言依存っていうのがちゃんと書いてありますけどね。情報の扱いもさることながら、日常の



ですね、スマホの扱い方です。頻度とか回数とか、そこって非常に私は危険を感じておるんです。視力の低下もあるしですね、先ほど小島委員が言われた、リアルなコミュニケーションの取れてないことでこれも非常に危ない話です。ながらスマホなんかもですね、危ないです。歩いてても自転車でもホームなんかでもながらスマホ危ないです。

日常のスマホの使い方に私は警鐘を鳴らして欲しいと思っていて、具体的にじゃあどうするっていうのはなかなか書きにくいところが実はあってですね。今日の全協でも、防災対策部は避難情報スマホのアプリを作って出すと言ってたりとか、ますますスマホをみんなが持つとることによって、スマホを利用しましょう利用しましょうで、だんだん手放せなくなっていくますので、そのどういう活用ってこれ非常にここではちょっと言えないけれども、もう警鐘を鳴らすしかないんですけどもですね。しっかり鳴らしとかんと、今の若い、大人も含めてですけれども若い人のその使い方ちゅうか頻度というか、時間というかですね、非常に甘いので、警鐘鳴らしていただきたいと思うのが私の意見です。

#### 中森座長

というようなご意見をいただきましたので、それぞれご理解、理解できるところでございます。ただ我々ちょっと2人でうまく表現できるとか、ちょっとだんだん自信がなくなってきたんですけれども、副座長頑張るって言うてますんで。我々2人の老体にムチ打って頑張りますんで、すいません。

ということをいただきましてありがとうございます。

相当時間が経過したので、一旦、小休止してですね、再開は、16時30分から。

(休憩)

#### 中森座長

休憩前に引き続き会議を進めます。

続いて11ページですね、(2)生まれ育った環境にかかわらず誰1人取り残されることなく健やかに成長できるの前文についてご意見あれば。①に入るまでの前文。

よろしいか、前文は。はい。一応、今日のところは意見ないということで。

続いてですね、①に入りますが11ページから12ページにかけての①子ども

の学習支援についてですね、皆様からご意見あればいただきたいと思います。

#### 稲森委員

はい。以前も少し言いましたけれども、生活保護世帯や、児童養護施設退所した後の子どもたちの大学等への進学への格差についていうことを言わせていただいたことあるんですけれども。11 ページの学習支援のところにある、学習機会の確保についていうところはうたわれていますけれども、この進学機会の保障ということを書きいただくことはできないかなというふうに思います。

#### 中森座長

はい。というご意見をいただきましたが、それに対しまして石田委員、どうぞ。

#### 石田委員

稲森さん、進学機会の保障ってどういうことになるんですか。

#### 稲森委員

例えば、給付型の奨学金だったり、政策としては。やっぱり、もっと早い段階からロールモデルとなるような高校生や大学生と触れ合う機会があったりっていうことも重要だと思いますし、家庭の状況によってそういう機会が。

#### 石田委員

経済的な支援を、そういう意味ですか。

#### 稲森委員

そういうところにも十分繋がってきますね、はい。

#### 中森座長

はい。稲森委員は進学のお話をされてるわけね。これは学習支援の延長として、そういうことをおっしゃってるわけやろ。経済的、いろんな事情があったり、事情によって学習支援の延長の進学に対することについても触れたらどうかということやね。

はい。石田委員それよろしいですか。今の。触れることに対して。

### 石田委員

はい。おっしゃられることはわかりましたということです。

### 中森座長

うん。ということで他の委員さんどうですか。

### 石田委員

別の話で。機会の保障だと思うんですね。機会の保障で、学力に格差が出てきて、学力の保障はできへんわけですね。機会の保障をどうやってするかで学力の保障はできるんだけど、でも学力に差が出てきてるので懸念されてるって学力一緒になるまで、もっと塾行かせるっていうのもちょっと違うかなって思っているのと、それと進学って何を意味するのかっていうと、おそらく、もう高校じゃなくて大学の話かなと思うんですけども。

それ、その話とちょっと年齢で、分けて考える必要があるのかなと思ったのは、これ今年齢分けてないですけども、小さいときから学習の機会を保障しろっていうと、中室先生の非認知能力は、小さいときから何歳まででしたっけ 6 歳だった 10 歳だっけ。その時にしっかり非認知能力をつけなきゃいけない時期に、その時に学習機会を保障って、貧困家庭に何か支援をして、塾行かすとすると、ちょっと、逆行せえへんかなと思うので、もう少しそこをうまく書かんと、いかんのかなってちょっと印象を持ったんです。ニュアンスは分かっていただけですか。

### 中森座長

という委員のご意見もありましたが。まあ稲森のおっしゃる意味はわかった上でということですね。

両者の意味を深く考えてですね、進学も学習の延長には間違いない。しかし、進学に特化せずですね、いろんな学力までですね、すべからくというのはなかなか厳しいのではないかとこういうことやな。

### 石田委員

はい。そうですね、学力は保証できへんけども、学習の機会を、貧困家庭には保障するという意味で書かれてあるのはわかります。

それで、ちっちゃいときからそれをずっとやっちゃうと、ちょっと待ってくださいよ、中室先生のことをよしとするならばね、非認知能力が小さい時期は大事とするならば、小さいときに学習機会を塾で詰め込むのではよくないですよということにしないといけないのかなと思って、ここの書きぶりだけではそれが見えないなと思ってるんですけど。

### 中森座長

進学経費についてはね、いろんな支援策はすべからくあるわけで。

### 杉本副座長

これまでの議論は、中室さんは、非認知能力が、学力に認知能力に関係するっていう話があったので、小さい頃からの塾云々ということではないと思うんですね。非認知能力が認知能力にも関係するっていう話があったので、そういう話では塾に行かせるって話ではないのと、学童保育への支援の拡充を求めたのは、やっぱり小さいときから学習する環境が弱い部分が、あるのではないかと。

だから、学習支援事業って小学校4年生からなので、対象が。学童保育に行きたくても行けない子がいるので、経済的に。その支援を膨らましてくださいっていう話で、それは塾へ行く費用ではなくって、学童保育で。本来学童保育は勉強させるところではありませんけれども、やっぱり学校の宿題をするとか、そういう環境を作るために、そういう支援事業を求めていったっていうのが1つあると思います。

もう1つは、これまでもそうですし、今度、今回の大綱でもそうですけれども、生活保護世帯に属する子どもの高校進学率、それから大学進学率っていうのは、これ以前からずっと指標になっています。指標になっていって、やっぱりそのあたりの負担の軽減を図ることっていうのは大綱にもありますので、どんな書き方にするかっていうのは別として、大学進学率っていうあたりかなり差がありますので、そのあたりのところに触れておくっていうのはありかなっていうふうには。これまでの議論の流れと、今国が示している大綱の流れを、考えると、そういうことかなと。

それは今、稲森さんにご発言いただいたのは、小さいときから塾に行く、補償せよっていう話ではなかったというふうに思うので、そういうことは、今、これまでの議論ではあんまりなかったもので、石田さんの懸念は大丈夫じゃないかな

っていうか、他の委員さんも、そういうことは想定していないっていうか、大丈夫だと私は思いますけれど。

### 稲森委員

はい。僕が言ったのはですね、県の子どもの貧困対策計画にも、高校の進学率っていうのは、このKPIみたいなのに挙がってたと思うんですが、児童養護施設退所後の大学等への進学率っていうのはモニタリング指標になってたと思うんですが、ここが全然改善してないんです。

そうじゃない家庭は6割以上進学しているのにもかかわらず、20%台っていう、こういう数字はもう社会としてやっぱ放置できない、見過ごせないところに来ていると思うので、やっぱり行政、国なり県も含めて取り組みが不十分な分野だと思うので、そこはしっかり、これまで、子どもの貧困対策計画進めてきた反省点の1つとして、上げる必要があるんじゃないかなと思ったんで。どういう取り組みがあるかはあれなんですけど。

### 杉本副座長

大学進学率は、生活保護世帯より児童養護施設の子どもの方が低いんです。生活保護世帯の方が高い。これも、国の方の数字で出てるので。

### 石田委員

隙間のない子どもの1日を、学習の機会を支援することでますます隙間をなくすことは、その非認知能力取得から遠ざからないかという心配を私は実はしてるんですけども。そういう意味で申し上げたんです。

### 小島委員

何ていうかな、今なかなか1人でいても遊ぶことすらできなくて、例えば学習機会が十分に確保されない、非常に厳しい家庭状況の子どもがどうかっていうと、例えば、家でゲームむちゃくちゃしてたりとか、そういう時間の使い方を今してる子どもたちがきっと多いと思うんですね。

で、結果として、やっぱり勉強わからないとか、そういうところに繋がっていくと、さらに自信を喪失してっていう負のスパイラルに入っていくがち。

せめてっていうか、少なくとも、やっぱり学校を中心としてやってるような勉

強にその時ついていけるようなということを目指すことは、別に非認知能力を否定していくことには繋がらない。その時間を、非認知能力を伸ばすような活動に使えてるなら別ですけれども、状況としてはきっとそうではないということだと思います。

なので、小学4年生からですし、小学校、この学習機会の確保ね。そしたらやっぱり、そういうところに、シフトをしていく、乗っけていく時期に、すぐそれができないことは、やっぱり差が広がっていくだけだよねっていうことで、これが必要かなあという話だったのかなっていうふうには思います。だから非認知能力の時間を奪ってとか、そういうニュアンスでは全くないです。

### 中森座長

いろいろご意見いただきますけれども、大体ベクトルは一緒なんですね。ちょっと表現方法とか工夫すれば、再度ちょっとまた正副の方で調整させていただき、最大限、皆様方にご理解いただけるような努力をいたします。ありがとうございます。

続けてですね、②ヤングケアラーへの支援についてですね、皆様方からご意見をいただきたいと思います。

### 小島委員

文章の書き方というか、前文の4行目、「年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響がある」といった課題があり、この本人の育ちや教育の影響があるといった課題をもう少し丁寧に書いた方がいいなというふうに思いました。

例えば、時間が制約され、学びや様々な活動が十分に保障されずとかですね。で、心身ともに健やかに育つ子どもの権利が脅かされる。だから、時間が制約されて、そのことで本当はしたいことがあるのに、それができないっていうことが、課題に繋がっていくというか、権利が保障されないことになっていくと思うので、具体的に書いていただいたらどうかなっていうふうに、思います。

それから、2点目が13ページの四角囲みの中ですが、これはどなたかがヤングケアラーの子どもが声を上げやすい相談窓口が、今井先生でしたっけ、必要だねっていうふうにおっしゃってその通りだと思うんですが、これそもそもあるんでしたっけという。充実になってるんだけど、あるのであれば充実が図ら

れますが、全くないのであれば、作ることがまずベースかなあっていうふうには思ったんですが、そこはご確認いただいた上で、書きぶりを考えてください。

以上です。

### 中森座長

というご意見をいただきました。このことに対して、他の議員さんはどうですか。

ヤングケアラーのところで、今ご指摘の、時間が制限されたり、意に反するというんか、したいことがあってもできなかつたりという意味がここに含まれているという。まあ家族をケアするとかいうか、家事手伝いをするとは別に悪いことではないわけで、お兄ちゃんが、お姉ちゃんが妹を世話するって別に普通ですし、それによってですね、いろいろと事情がですね、本来あるべき自分の時間とか、そういうことが制限されたり余儀なくされたりということをもって、別の課題が発生すると、こういうことですね。

### 今井委員

そこでヤングケアラーっていうのが、定義はいろいろあると思うんです。そのお子さんの度量によって違う部分もあると思うんですけど、この文章で例えば言うと、②のところに「ヤングケアラーと本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもを指す。」で、「ヤングケアラーとは年齢や成長の度合いに見合わない思い責任や負担を負う。」っていう、ここを逆にした方がいいと思うんですよね。

「年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負っているヤングケアラーには、そういう育ちや、教育に影響があるという課題があり」ってした方が、今、座長の言われたように、僕は本当に家族の世話をするおじいちゃんおばあちゃんの世話をするっていう、そういったことも、必要な学ぶことも、とてもたくさんあったり思いやりにも繋がったりってのがあるので。ただ、言われたように入れ替えたらわかりやすい。どういう状況に置かれとるヤングケアラーは、やっぱりこういう影響があるっていう。なんでちょっと文章、今のように変えた方がわかりやすいのかなというふうに思います。

### 中森座長

ありがとうございます。そうしたらよかったんやな。それちょっと前私もずっと思ってましてね。ヤングケアラーすべて悪いんかと思ったりしながら、いい子はいっぱいいるよと言うてさ、お姉ちゃんがね、妹世話したり、ちょっとじいちゃん、ばあちゃん、ひいじいちゃん、ひいばあちゃんがさ、ちょっとあれしてるのでお使いに行ったりしてるお孫さんたちがいるもんなあ。

はい。そういうことで、わかりました。ちょっと表現を変えて、はい、工夫しましょう。はい事務局。

### 小西企画法務課長

先ほどヤングケアラーの相談窓口のところでございますが、県の子ども・福祉部が出しておりますヤングケアラー支援ハンドブックというのがございまして、その中で、相談窓口というのは位置付けられておりますので、そこがしっかり機能するように充実を図っていただきたいというところで、書かせていただいております。

### 中森座長

小島委員いいですか。

### 小島委員

はい。

### 中森座長

ご意見いただきましたので、少し工夫をさせていただきながら、修正を加えさせていただきます。

続いて③特別な支援が必要な子どもへの支援について、13 ページから 14 ページ上段にかけてのところですね。

### 小島委員

上から 2 行目です。特別な支援が必要な子どもへの支援で、発達に課題がある子どもたちと、外国の子どもたちのことを挙げてはあるんですがこの前文は、すべて障がいのある子どもたちが入るということを考えれば、誰もが活躍でき



るということはどうとらえるか。やっぱり本当に重い障がいがあって、命を日々繋いでいくことが生きている意味である子どもたちもいると思います。なので、「誰もが活躍できる」は少し厳しいなあというふうに思います。

それからもう1つは近年からの文章ですが、「こうした子どもは生活や学習の困難を抱えており孤独や不安を感じやすくなっていることから」って、結構決めつけてあるなあということ思うので、例えば「生活や学習上の困難を抱えており、孤独や不安を感じやすくなっている子どもが少なくないことから」とか、もう少しやわらかく書いていただいたらどうかなというふうに思います。

それから四角囲みの中です。発達に課題のある子どもと外国にルーツのある子どものことを一緒に書いていただいているのですが、これは分けて書いていただく方がいいのではないかな。なぜなら、外国にルーツのある子どもの場合、例えば日本語の保障とかっていうことは必ず入ってくるから、そこは少し、必要な支援の中身が変わるのではないかなと思うからです。分けていただけるなら別々に書いていただく方がいいと思います。

それから発達に課題のある子どもについては特に大人側の専門性の確保はもっと求められるので、そのあたりも入れていただいたらどうでしょうか。

以上です。

## 今井委員

小島委員のご意見僕すごくわかるんですけども、っていうことでちょっとだけ、一言言っていていいですか。

誰もが活躍できる共生社会、おっしゃられたように、本当に重度の身体障がい、重度の障がいをお持ちの方々が、社会で活躍できるかって言ったら、1つの見方であれば、できないかもわかりませんが、親や周りから見たら、もう頑張っ  
てね、本当に生きていてくれるだけで、家族へのね、そのお子さんから家族に、それで生きとる姿がもう活躍になって、周りに影響与えるっていうのがあるので、活躍っていうのも社会で生産性があったら活躍か、人に勇気を与えたら活躍か。生産性はない、ないって言ったら言い方悪いんですけど、いろんな活躍あると思うので、僕はよく、やっぱりね、障がいをお持ちの方々からもう本当に生まれてきてくれただけで生きていてくれるだけで、本当に私たちはっていう声もよく聞くので、それぞれに仕事で社会で仕事して活躍、また家族の中で存在していくことが、家族への勇気になるとか、そういった意味では、この書き方も、わかる

なっているふうに思ってますんで、私の意見で、すいません。

#### 小島委員

よくわかりました。はい。そういう意味であるという理解を私たちみんながすれば、それぞれまた会派でお話いただくときに、そういう意味を込めて、こう書いてありますということをごひ伝えたいなというふうに思います。ありがとうございます。

#### 中森座長

前はこの特別な支援が必要なところと、外国の子とちょっと、離れてたのが、できたら一緒になりながら、内容が施策が違うところを分けるということ。全体で仲間入りしながらちょっと、施策は具体性が違うということですね。

はい。わかりました。

他にないですか。

#### 稲森委員

特別な支援が必要な子どもたちが、孤独とか不安とかを感じることなく、生きやすいようになるには、みんながお互いのことを知り合っているということがすごく重要だと思うんですが、一番最初にある、「同じ場で共に学ぶことで、相互に認め合う心を育み」っていうところがすごく大事だと思うんですけども。そこがそういう今の学校だったり、地域だったりそういう場所になっていないっていう現状が、非常に問題だと思うので、やっぱりお互いに同じ場で学び、生活をしていくっていう、お互いを知り合うっていうことの重要さっていうものをどこかに、取組として書き込む必要があるんじゃないかなと思うんですけども。インクルーシブとか。

#### 中森座長

ありがとうございます。その特別支援学校が必要とか、日本語学校が必要とか、その特性に応じた学校は必要ですけども、いずれにしたってその機会とか、同じ環境というのは大事なことです。原則でありながらですね、支援の必要の内容に応じて、いろんな、特性に応じた必要な、特性に応じた学校があると、こういうことになります。

はい。ということでご意見をいただきましてありがとうございます。

それでは(3)になりますけれども、意見を表明し、社会活動に参画できるという、大きな3番に入りたいと思いますが、14ページから15ページにかけて、ご意見ございますか。

#### 小島委員

先ほど少し前に副座長がアドボケイトのところに言及をされました。

ここの四角囲みの、例えば3点目に、これ全くアドボカシー、アドボケイトのことが書かれてないので、例えば、アドボカシーの一層の推進とアドボケイトの育成を図るといようなことと、それから社会的養護下にある子どもたちにしか、今アドボカシーの制度は導入されていませんので、ここにすべての子どもへの拡充のようなことを、入れていただいたらどうかというふうに思います。

#### 中森座長

続けて、ご意見の方ありますか。

はい。ただいま16時55分になってございますが、このままいっちゃうと17時を明らかに過ぎてしまうんですが、ご異議ないですか。

(「はい」の声あり)

時間を17時以降延長させていただきます。ありがとうございます。

では続けて会議を続けさせていただきます。

続けてですね、(4)になりますが、全体を通してということで、ご提案させていただいております、①②。このことに対しまして、ご意見をいただければと思います。

#### 龍神委員

②番のですね、最後なんですけれども、これ理念を、多数書かれてる提言であったりするので、ちょっと蛇足にはなるかもしれないんですけども、常々ですね、政策に対してはですね、的確なデータとですね、それに対する分析、そもそもデータをどうやって取るのか。それをどう分析するのか、どう適切に評価するのか、「適切に検証」と書いていただいておりますけど、従来の指標にとらわれることなくってのはもう当然のことですので、より深さをもってですね、どうしたら政策がより良くなるのかっていう視点をぜひ執行部の方に持っていただきたい。

これ子どもに関するものだけではないんですけれども、素晴らしいことが描かれているこういったものをどう、整理させていくかっていう視点を念押しするためにも、もう一押ししていただけるような表現にしていいただければと思います。

### 小島委員

この全体を通しての項にも、これまでやってきたような具体の四角囲みを作ってはどうかというふうに思います。

1 つ目が、例えばですよ、子どもに関する施策の進捗を確認する会議を作り、子どもの育ちや子ども政策に専門的な知見を持った人の参画を得ること、とかですね、稲垣委員がずっと専門家を入れるべきだっていうふうにおっしゃってましたので、逆でもいいです。子どもの育ちは子ども政策に専門的な知見を持った人の参画を得て、政策の進捗を確認する会議をつくること、とかですね、そのあたりを1つ、検証できる場をやっぱり作るべきだというふうに思います。

2 つ目が先ほど龍神委員が言われたことです。またの後にある程度書いてあるんですけれども、例えば、定量的に結果を求めることが子どもの支援にダイレクトに繋がるような数値の設定を具体に行うこととかですね。どういう数値目標設定かっていうことをきちっと書いていただいたらどうでしょうか。

この2点、四角囲みで書いていただきたいということを申し上げます。以上です。

### 中森座長

という具体的な提言を整理しながら四角囲みで示してはどうかと、こういうご意見になってございます。

というご意見について、特に異論がなければそのような方向で、正副で調整させていただきたいと思います。

龍神委員がおっしゃるようになりますね、この目標値というのは、結構数字で表せるのと表せないのというのが、実はあるかと思いますが。誰1人取り残されなくて数字は難しいし、ゼロがいいってゼロは絶対ありえないし、何%とか%は難しいし、だから10パーがいいのか50パーがいいのかそれはなかなか、言い切れないというところがあったりする。1人でも減らせばいいのかなという気もしますし、それじゃ目標にならないし、その辺はですね、我々議会がこの数値を

出すっちゅうのは非常に現実的に難しいっていうか責任を持ってないというんか、やはり具体的に施策を進める、執行部の方ですね、これならいけるとかここに向かっていこうという、そういう意思が表明できてですね、全体を通じてそれが数値目標に現れるのかなと、こんな気もしますので、だから、ここで具体的な提案というかそのような方向で、数値目標を作成するよということを提言するよということになろうかなと思いますんで、それでよろしいですね。

### 龍神委員

そういうことで。

### 中森座長

ありがとうございます。他にございますか。

(発言する者なし)

ありがとうございます。たくさん意見が出ました。最後にですね、16 ページに書いてありますように、参考と書いてありますがこの3、これも含めてですね、これまでの経緯と最後に少し追加みたいな表現になってますが、ここについて何かご意見ありますか。

提言になってない、最後はね。提言しないんです、ここは。提言するんやったらもうちょっとこっちに出さなあかんし、提言に至らなかったという結果になるんですけどそれでよろしいですか。こういう意見があったということで、提言はしませんと。

(発言する者なし)

はい。ということでよければですね、最後の2つは提言の範囲ではないということでございます。

たくさんご意見をいただいたわけでございますので、次回の政策討論会議ではですね、本日いただいた内容を踏まえて、正副座長案を作成したいと。それをもってですね、この会議の案としたいと思うんですけども、それぞれのお会派にお持ち帰りいただいて、確認をいただきたい。

もちろん各会派から、選抜されてきていただいております委員さんですので、それを踏まえてですね、今日までの経緯と結果については十分、踏まえた上で対応していただきたいと思います。

なお次回の政策討論会議では提言書がある程度取りまとめて参りたいと存じ

ますので本日の会議終了後にもお気づきの点が、もしありましたら、2月15日と明日ですね。明日の17時までに、言い忘れたわとかさ、堪忍っていうのあったらもし、明日の17時まで承って、その以降についてはですね、一旦、ここで整理して、正副座長案は、明日の17時までの意見を整理したいと。

それをもって、正副座長案を作成しまして、次回の政策討論会議にお示しをさせていただきますと。ということで、その段階で、皆様方、整理をしていただいて会派にお持ち帰りいただいて、最終案にまとめていきたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思えます。

政策討論会議は以上とさせていただきます。よろしいですね。

(以上)